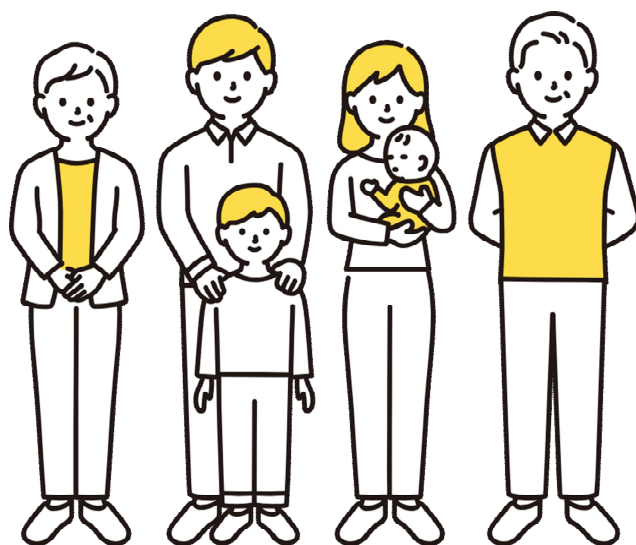


三条市

ファミリー・サポート・センター

活動の手引き



三条市ファミリー・サポート・センター

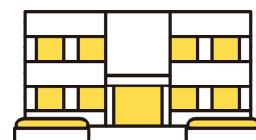
〒959-1192 三条市新堀 1311 番地 三条市役所栄庁舎2階

三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係

☎ 0256-45-1113 / FAX 0256-45-1130

✉ kosodate@city.sanjo.niigata.jp

〈開設時間 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)〉



◆目次

(ページ)

1 三条市ファミリー・サポート・センターとは 3

2 会員の種類及び要件 3

3 主な援助活動の内容 4

4 会員登録について 4

5 援助活動のながれ 5

◆ファミリー・サポート・センターの仕組み 7

6 会員のお約束事 8

7 補償保険について 9

8 退会について 9

◆子育て支援団体 比較表 10

◆安全チェックリスト 12

◆改訂履歴

版数	発行年月日	
第1版	令和7年4月1日	初版発行

1 三条市ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う、子育て相互援助組織です。以下、「センター」と言います。

2 会員の種類及び要件

種類	要件
依頼会員	・三条市在住で0歳～小学6年生の子どもを育てている人
提供会員	・子育て支援団体に所属する(これから所属する)人で、心身ともに健康で積極的に相互援助活動ができる人

○依頼会員、提供会員の両方を兼ねることもできます。(両方会員)

○入会される際は、登録、活動する旨を家族の同意を得たうえでお手続きください。

・センターが開催する養成講座を修了している人(これから受講できる人※)

※保育士資格等をお持ちの方は、受講が免除される場合があります。センターまでご相談ください。

○子育て支援団体 一覧表

名称	所在地	連絡先
子育て支援グループ かるがも	旭町2丁目6番11号 (市役所第2庁舎)	35-1905
認定 NPO 法人 地域たすけあいネットワーク	本町6丁目3-76	34-2448
公益社団法人 三条市シルバー人材センター	旭町2丁目6番11号 (市役所第2庁舎)	34-2526

3 主な援助活動の内容

援助活動の内容は、依頼会員と提供会員の話し合いで決定します。

ただし、主な活動は…

- 保育所等の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 保育所や幼稚園、小学校、児童クラブ等までの送迎
- 保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり
- 冠婚葬祭や買い物、他のきょうだいの学校行事等の際の子どもの預かり
- その他会員の子育てに関して必要な援助

※1

※会員双方の合意のもと、それぞれの自宅や依頼会員が指定する場所（子育て拠点施設等）で預かりを行います。

※子育てにおいて、手不足を補うための援助で、簡易でかつ短期的、補助的なものです。乳幼児の長期間保育等はありません。

※家事支援や子ども以外の家族への支援は行いません。

※原則として、一度に預かることができる子どもの人数は、提供会員1人につき1人となります。

※援助活動は、お互いの合意と信頼のもとに成立するもので、場合によっては、提供会員を紹介できない場合もあります。

※1 提供会員が地域たすけあいネットワーク又はシルバー人材センターに所属する場合は提供会員宅では預かりません。

4 会員登録について

- センターに入会（入会・登録無料）を希望する方は、依頼会員、提供会員とも、事前の申込みが必要です。センターへの登録後、会員証を発行します。
- 転居やお子さんの出生などで登録した内容に変更が生じた場合は、センターへ電話で変更連絡をしてください。
- 依頼会員が入会申込書に記載した子どもが、全員中学生以上に達したときには、会員資格は喪失となります。

5 援助活動のながれ

(1) 育児の援助が必要になったら…

- ① 依頼会員は、子育て支援団体に連絡し、どのような援助が必要か伝えます。
- ② 子育て支援団体が条件に合った提供会員を紹介します(ご希望に添えない場合もあります)。
- ③ 依頼会員は、実際の援助の対象となるお子さんを連れて、提供会員と顔合わせを兼ねた事前打ち合わせを行います。その際、双方とも会員証を提示してください。
- ④ 依頼会員と提供会員は、援助の内容について事前に十分な協議を行い、両者が合意の上で援助の実施を決定します。

※ 事前打合せの結果、援助活動を辞退する意向を持った会員は、速やかに子育て支援団体にご連絡ください。

※ 依頼会員が予定した援助活動を取り消す場合は、速やかに子育て支援団体に連絡してください。

(2) 活動が終わったら…

- ① 提供会員は子育て支援団体が指定する“活動報告書”に活動の内容を記入します。
- ② 依頼会員は、活動のつど、報酬や必要経費を直接提供会員へ支払います。
- ③ 提供会員は、1か月分の活動報告書をまとめ、翌月5日までに子育て支援団体へ提出します。

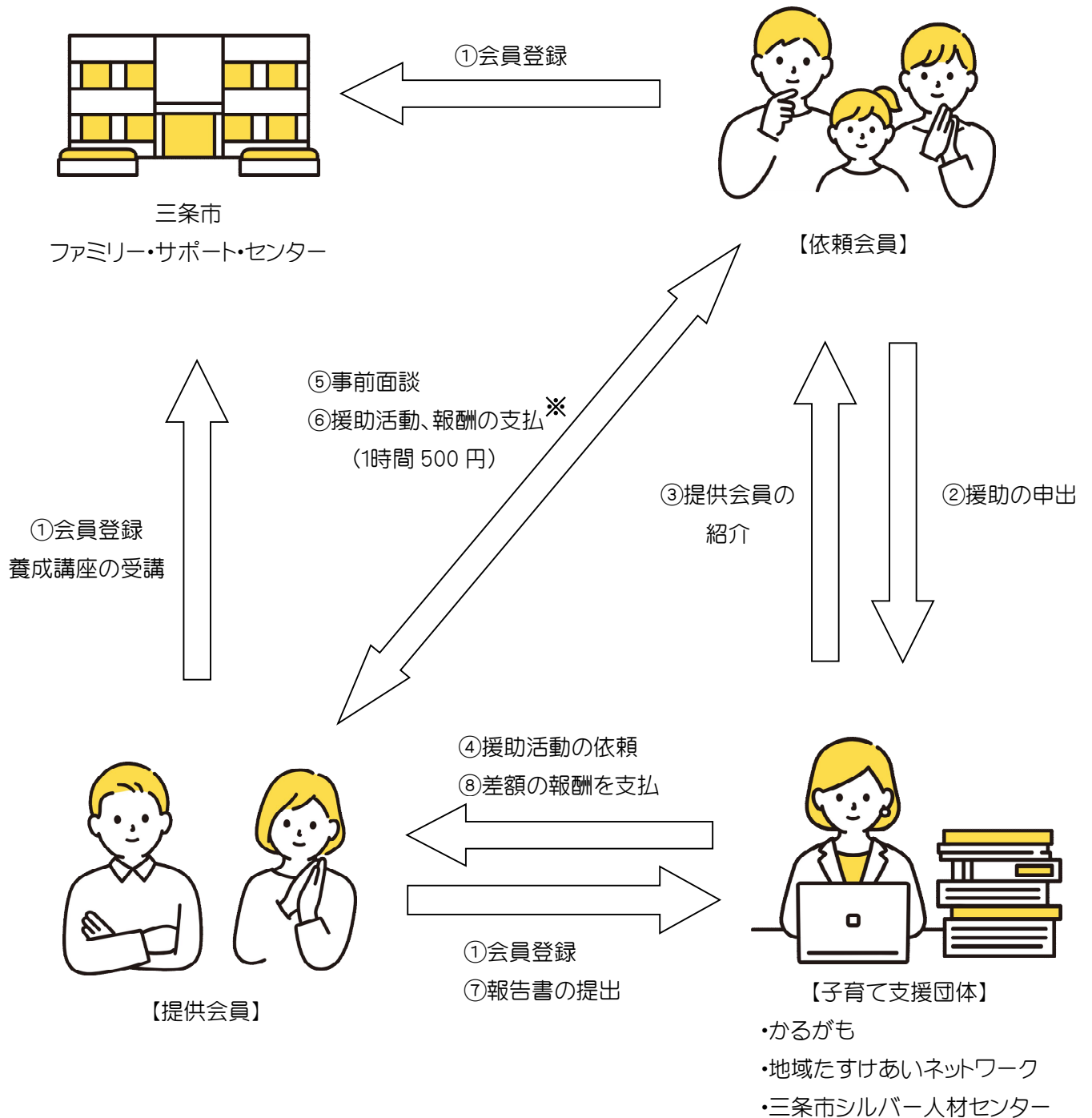
※ 提供会員が地域たすけあいネットワーク又はシルバー人材センターに所属する場合は、翌月10日頃に、それぞれの団体から依頼会員に請求書をお出ししますので、お支払をお願いします。

○依頼会員が提供会員に支払う報酬額は、子ども1人につき1時間500円、その後、30分ごとに250円です。
別途子育て支援団体が他に定める経費(交通費、おやつ代など)が発生した場合も、報酬を支払うときに支払います。

(3)活動ができなくなったら..

依頼会員は援助が必要なくなった場合、提供会員は活動を行うことが出来なくなった場合には、センターにご連絡ください。退会届を提出し会員証を返却いただきます。

◆ファミリー・サポート・センターの仕組み



※ 提供会員が地域たすけあいネットワーク又はシルバー人材センターに所属する場合は、翌月 10 日頃に、それぞれの団体から依頼会員に請求書をお出しますので、お支払をお願いします。

6 会員のお約束事

(1) 共通

- 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士はお互いに尊重し合ひましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。退会後も、活動中に知り得た会員の情報などについて、第三者に漏らしてはいけません。
- 子育て支援団体への連絡なしに、会員同士で交渉を行わないでください。
※ 活動依頼及び援助活動の事前報告がないものに関しては、補償保険の適用がされず、事故があっても、センターは責任を負いません。
- センターへ登録した内容(家族構成や住所)が変わった場合は、センターへ電話でお知らせください。
- 退会の際にはセンターに連絡し、退会届を提出し、会員証を返却してください。その後、子育て支援団体にも電話で連絡してください。

(2) 依頼会員

- 依頼した援助活動の内容以外の仕事は要求しないでください。
- お迎え先等へ事前の連絡(申出)が必要な場合は、依頼会員が責任をもって行ってください。連絡の不徹底により、お迎えができない場合は、依頼会員の責任とします。
- 子どもが不安にならないよう、事前に提供会員と一緒にお迎えの練習をするなど、ご配慮をお願いします。
- 報酬(謝礼)については、必ずお支払ください。

(3) 提供会員

- 活動時は必ず会員証を携帯し、提供会員においては送迎などの際、施設職員へ提示してください。

- 依頼された援助活動内容以外の仕事は行わないでください。
- 安全チェックリストにより、子どもの安全を必ず確保してください。(裏表紙)
- 謝礼以外の金品を要求しないでください。
- 毎月月末に報告書を作成し、翌月の5日までに、必ず子育て支援団体に報告してください。
- 提供会員は、自動車による送迎を行う場合、事故等の損害に対応するため、センターが下記に定める補償内容以上の任意保険に加入しなければなりません。入会時及び任意保険の更新時には、その契約書の写しをセンターに提出してください。

任意保険の条件	対人賠償保険	無制限
	対物賠償保険	1,000万円以上

7 補償保険について

- 活動中の事故に備えて、「賠償責任保険」「団体総合補償制度費用保険」に加入しています。保険料はセンターが負担します。
- 子育て支援団体に報告のない活動については、補償の対象になりません。
- 保険適用にならない障害については、援助活動の当事者間において解決してください。

8 退会について

- 退会の際にはセンターに連絡し、退会届を提出し、会員証を返却してください。
- 依頼会員が入会申込書に記載した子どもが、全員中学生以上に達したときには、自動的に退会となりますが、その場合でも会員証はセンターに返却してください。

◆子育て支援団体 比較表

	かるがも	地域たすけあい ネットワーク	三条市シルバー 人材センター
対象年齢	生後5か月～ 小学校低学年(要相談)	乳児から小学生まで	乳児から小学生まで
利用可能 時間	8:00～20:00(要相談)	8:00～18:00(要相談)	8:00～17:00(要相談)
預かり場所	・依頼会員、提供会員の 自宅 ・拠点施設(すまいるラ ンド、あそぼって)	・依頼会員の自宅 ・法人施設(かじまちの 家)	・依頼会員の自宅 ・拠点施設(すまいるラ ンド、あそぼって)
対応 できないこと	・送迎のみの援助	・送迎	・送迎
キャンセル料	・500円＋交通費 (提供会員訪問後から発生)	・500円＋交通費 (提供会員訪問後から発生)	・500円 (提供会員訪問後から発生)
その他 経費	・交通費 30円/Km	・交通費 30円/Km	・なし
会費	・提供会員: 年会費 4,000円 ・依頼会員:なし	・提供会員: 入会金 1,000円 年会費 2,000円 ・依頼会員: 入会金 1,000円 年会費 2,000円 ※依頼会員の会費につい て、初回利用時は不要	・提供会員:年会費 3,000円 ・依頼会員:なし
援助活動以 外の活動 (提供会員)	・事務所当番 (月1回1時間程度) ・玩具等の備品管理等	・なし	・なし

	かるがも	地域たすけあい ネットワーク	三条市シルバー 人材センター
各団体規定の利用 料金 (提供会員 が実際に 受け取る報 酬額)	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたり 1,200 円 1時間を超えた以降 30分 600 円 (提供会員が受け取る報酬額) 同上	<ul style="list-style-type: none"> 【平日 8時～18時】 ・1時間まで 1,210円 1時間を超えた以降 30分605円 【平日 18時～8時、 土日祝日 8時～18時】 ・1時間まで 1,320円 1時間を超えた以降 30分 660 円 【土日祝日 18時～8時】 ・1時間まで 1,430 円 1時間を超えた以降 30分825円 (提供会員が受け取る報酬額) 上記の利用料金から1時間ま では 160円、1時間を超えた以 降 30分ごとに80円の事務手 数料を引いた額。 例:平日8時～9時30分まで利 用した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・提供会員が受け取る 報酬額:1,575円 ・事務手数料:240円 	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたり 1,186 円 1時間を超えた以降 30分 593 円 (提供会員が受け取る報酬額) <ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたり 1,040 円 1時間を超えた以降 30分 520 円

◆ 安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

- 1 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- 2 119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。
- 3 緊急連絡先(依頼会員、サポートセンター、かかりつけ医等)を控えていますか。
- 4 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
- 5 ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。
- 6 たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 7 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 8 ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 9 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 10 反射式石油ストーブやファンヒーターを子どもが手を触れるところに置いていませんか。

- 11 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では入らないような対策をしていますか。
- 12 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
- 13 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。
- 14 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
- 15 ブラインド紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。
- 16 車を使った活動の場合、依頼会員から年齢に応じたジュニアシート、チャイルドシートを預かっていますか。
- 17 子どもが勝手に窓やドアの開閉ができないよう配慮されていますか。